

児童生徒の安全確保と健康維持についての方針

ロンドン日本人学校

学校は安全確保と健康維持の観点から以下に取り組みます。

1 方針

- 1-1 児童生徒が放置（無管理状態）にされたり、故意による怪我や性的暴力、精神的な虐待を受けたりすることのないよう常に注意を払います。
- 1-2 児童生徒の安全確保および健康維持に努め、教職員全員がそのことを十分に認識し次のことに取り組めます。
 - ・ 保護者の協力のもと、児童生徒の福利に対する責任の周知徹底に努めます。
 - ・ 保護者および児童生徒に安全や健康に関する文書を配布します。
 - ・ 児童生徒が、大人や他の児童生徒から虐待を受けないように努めます。
 - ・ 児童生徒が、学校の内外で虐待を受けた、または受けている兆候がないか常に気を配ります。
 - ・ 児童生徒の安全と健康について不安があるときにはいつでも相談できる環境づくりに努めるとともに、虐待の疑いや虐待の申し立てがある場合には適切な対応を心がけます。
 - ・ 児童生徒一人ひとりの健康状態の把握と情報の管理に努めます。
 - ・ 児童生徒が安心して学び、安心して相談できる雰囲気環境づくりに努めます。
- 1-3 校内もしくは外部から寄せられる虐待の申し立てや虐待の疑いについては真摯に受け止め、必要な場合は必ず、地域機関の SSD や警察の CPU、または NSPCC といった外部組織に相談します。

2 代表者

- 2-1 日本の文部科学省から派遣された学校長は、代表者として児童生徒の安全と健康に関する事項に責任を負います。（以下、代表者を学校長とする）また、保護者は、我が子もしくは他の児童生徒の福利について懸念がある場合は、学校長に連絡することができます。場合によっては、学級担任または教頭と個人面談することができます。
- 2-2 学校長の主な責務
 - ・ 児童生徒の保護に関して、保護者および児童生徒、教職員、外部関係機関との第一連絡先となります。
 - ・ 児童生徒の保護に関する手続きを整備します。
 - ・ 児童生徒の保護に関する記録の管理、守秘、保管を監督します。
 - ・ 保護者に対し措置の内容を通知します。
 - ・ 保護の必要とされる児童生徒の記録が計画的に整備、更新されるよう監督します。

3 虐待の種類

虐待には次のようなものがあります。

- ◇ 肉体的虐待 例：殴打
- ◇ 感情的虐待 例：故意の拒否、拒絶
- ◇ 性的虐待 例：性的暴行、わいせつなもの閲覧の勧誘/強要
- ◇ 放置 例：援助（支援）の放棄

4 虐待の兆候

虐待の兆候には以下のようなものが挙げられます（この限りではない）。

- ◇ 児童生徒が虐待を受けていることを打ち明けたり、虐待を受けていると推測できるような質問をしたりする。
- ◇ 説明のつかない負傷、怪我自体が異常で、不自然な箇所にあつたりする。もしくは傷の数が多いまた

は繰り返し同じところに傷ができる。

- ◇ きわめて模範的に振舞う、逆に、非常に挑発的になるなど際立った行動をとる。または、行動が急に変化する。
- ◇ 児童生徒の知的発達に遅れがみられる。
- ◇ 体重が目立った増減がある。
- ◇ 放置（無管理状態）されていることが伺える。例：身なりが不潔である。常に空腹を訴える。衣服が乱れている。
- ◇ 家に帰りたがらない、または、明らかに保護者に疎外されている。

5 教職員の義務

- 5-1 全ての教職員は以下のような法的な義務を負います。
 - ・ 児童生徒を虐待から守ります。
 - ・ 児童生徒の保護に関する手続きや手順を理解し遵守します。
 - ・ 決められた手順（別項6）に基づく処理の方法を十分に理解します。
 - ・ 重要な申し出や話の内容、出来事については細大漏らさず記録を残します。
 - ・ 些細なことでも学校長に報告します。
- 5-2 教育活動や教職員の行動が児童生徒を虐待やその他の重大な危険にさらす恐れがあると認めたり、そのような申し出を受けたりした場合には、学校長に報告します。そのことにより、報告者（教職員）は報復や懲罰処置を受けることはありません。

6 処理の手順

- 6-1 状況の把握：虐待があると感じたり、虐待の申し出をうけたりした教職員は、次のことをします。
 - ・ 児童生徒の話は偏見をもたずに真剣に聞きます。教職員は、虐待が実際にあったか否かの判断をします。
 - ・ 誘導的な質問はしません。
 - ・ たとえ児童生徒を安心させるためとはいえ、秘密が絶対的なものとの保証はしません。教職員は、対応の適正を確認すべき学校長への情報開示は不可欠であるということを説明します。
 - ・ 面談の内容については詳細な記録をとります。記録には、日付、時間、場所、発言者および発言内容、実施内容、同席者名を含むものとし、記録は厳重に管理し学校長に渡します。
- 6-2 証拠の保管：証拠となるもの（落書き、携帯のテキストメッセージ、衣類、パソコンなど）は全て厳重に保管します。
- 6-3 報告：虐待の疑いまたは虐待の申し出は、学校長に報告します。学校長がその件に関わっている場合は、事務局長に報告します。
- 6-4 学校長の対応：学校長は以下のことを考慮して対応します。
 - ・ 申し出に深刻な犯罪が絡む場合は、それ以上の調査はせず、必ずSSDまたは警察に報告します。
 - ・ 申し出た児童生徒の要望を受け入れます。ただし、児童生徒が十分に理解しうる発達段階にあることを条件とします。しかしながら、状況の深刻さの度合いによっては、適切な面接結果が児童生徒の願いに副わない場合もあります。
 - ・ 申し出た児童生徒の保護者の要望を受け入れます。ただし、それが児童生徒の気持ちに反することなく、また十分な情報を得ていることを条件とします。また、適切な面接結果が保護者の願いに副わないこともあります。情報を保護者に知らせることで児童生徒が危険にさらされるおそれがある場合は、学校長は、保護者に知らせる前に専門家の助言を受けるものとします。
 - ・ 知り得た情報の秘密を厳守します。（守秘が適当と考えられる場合のみ）
- 6-5 外部機関との連携：学校がSSDや警察に連絡するしないに拘わらず、保護者と児童生徒には申し立てる権利があり、SSDや子ども保護部および警察に連絡を取る権利があることを書面にて知らせます。
- 6-6 教職員に対する申し立て：学校は、児童生徒を虐待から守る側面と事実無根の申し立てから教職員を

守る側面との調和をとりながら対応します。

申し立てにより全てに懲戒処分がとられるとは限りません。以下の2点を満たす条件であらゆる可能性を考慮に入れます。

- ・関係する児童生徒の安全と健康
- ・全てが網羅され、かつ公正な調査の必要性

学校長もしくは他の教職員に対する申し立ては、即刻事務局長に報告し、事務局長に対する申し立ては、即刻運営委員長に報告します。

- 6-7 児童生徒に対する申し立て：申し立てられた児童生徒は、調査の間出席停止になることがあります。
- 6-8 学校外での傷害の疑い：児童生徒が学校外で傷害を負わされている疑いがある場合、教職員は学校長に報告し相談します。
- 6-9 保護者への連絡：望ましいと判断される場合、上述の手順により状況を保護者に知らせます。しかし、保護者との面談の前に、学校長は必要に応じ運営委員長と面談する場合があります。

7 校内の安全

- 7-1 校内：学校は校内の安全を確保するために相応な手段をとります。
- 7-2 来校者リスト：学校は受付に来校者記録簿を設置します。来校者は、署名をし、来校時刻および退校時刻を記入します。来校者には訪問者カードを発行し、来校者は校内にいる間、周りから見えるようにカードを身につけます。
- 7-3 「管理システム」による安全対策：教職員は、常に内部管理システムのフォブを携帯し、不審者進入などの非常時には、職員室及び事務室に知らせ対応します。
- 7-4 児童生徒が校庭にいるときは、常に教職員が監督します。

8 守秘義務と情報の共有

守秘義務と情報の共有：学校は、児童生徒の保護に関する記録は全て秘密文書として保管します。情報の開示は、児童生徒の保護、福利促進のために必要とする者にのみ許可します。

9 監督

- 9-1 児童生徒の保護に関することは全て、学校で決められた手続きによって処理します。
- 9-2 学校長は、指針と手順の遂行を全て監視します。